

企業・団体等への障害者スポーツ用具貸出要綱

1. 目的

障害者スポーツに関する事業を実施する企業・団体等に対し、必要に応じ公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会（以下、「協会」という）が所有する障害者スポーツ用具を無償で貸出することにより、障害者スポーツ事業を継続的に実施・発展させることを目的とする。

2. 貸出用具

貸出用具については、以下のとおりとする。これ以外に特別に貸出が必要と判断される場合（協力事業 等）は、協会内で協議のうえ決定する。

用具名	個数
競技用車いす	10台
ボッチャセット	2セット
ブラインドサッカー用ボール	5個
ゴールボール用ボール	2個
ゴールボール用アイシェード	10個

3. 貸出条件

障害者スポーツに関する事業を実施する企業・団体等のうち、以下の条件を満たしていることとする。

- (1) 使用目的が障害者スポーツの普及・啓発に資すること。
- (2) 営利目的の事業ではないこと。
- (3) イベント等の主催者からの申請であること。
- (4) 企画書、実施計画書等、イベント等の内容がわかる資料が提出されていること。
- (5) 指導者がいる等、安全に実施できる体制を整えていること。
- (6) 原則として実施する事業が都内在住・在勤の方を対象とし、かつ都内で実施するものであること。

なお、競技用車いすに関しては上記の条件に加え、以下に当てはまる企業・団体等を対象とする。

企業・団体等	年間貸出回数
団体正会員	5回
団体賛助会員（2口以上）	2回
寄附（10万円以上）	1回

4. 貸出期間

原則として、事業の実施日の前日に貸出し、実施日当日もしくはその翌日に返却するものとする。（休日・祝日を除く）

5. 用具貸出の申請・決定

用具の貸出は、申請書（別紙1）に必要事項を記入し申請する。なお、貸出期間が同一の申込みが複数あった場合は、原則として先着順とする。また、用具貸出が決定した場合、協会は決定通知書（別紙2）により、申請者に通知する。

6. 用具の貸出及び返却方法

協会が承認した日時・場所にて、直接受け渡しを行う。また、用具の運搬に係る経費は申請者の負担とする。

7. 用具の保守・管理

(1) 貸出を受けた用具の保守については、申請者が行うものとする。損傷・破損などの状況によっては、修繕費を請求する場合がある。

(2) 貸出し、返却時には用具の損傷・破損などがいないか点検を行う。

8. 安全確保

申請者は、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、貸し出した用具により万一事故等が発生したときは、申請者の責任において対応するものとする。

附則 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

[貸出用具の競技用車いすの個数を変更]